

◎三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成十五年三重県条例第三十一号）（抄）

(交付決定実績調書)

第六条 知事は、…七千万円以上の補助金等の交付の決定を行ったときは、…調書（以下「交付決定実績調書」という。）を作成し、その概要を公表するとともに、…五億円以上の補助金等の交付の決定に係るものを、議会に提出しなければならない。ただし、(略)。

2 (略)

3 第一項の規定による提出は、遅滞なく、その交付の決定の後招集される定例会において行われるものとする。

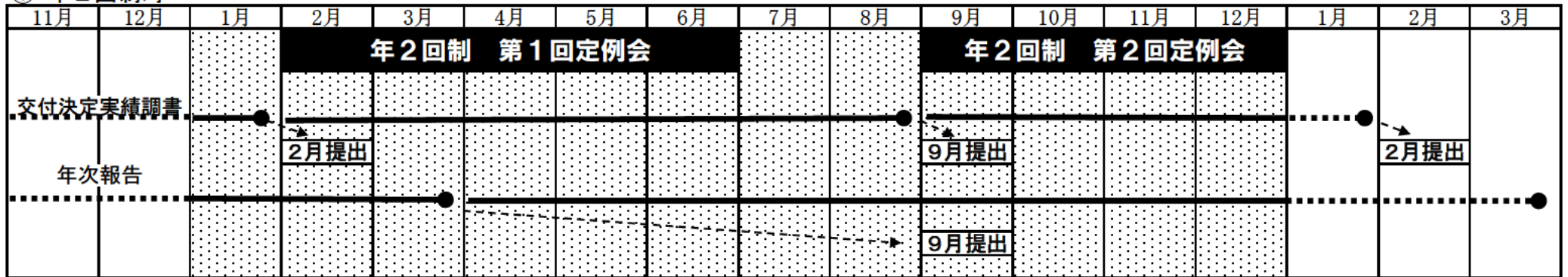
4 (略)

(年次報告)

第八条 知事は、毎会計年度終了後六月以内に、その年度における補助金等の実績につき、次に掲げる事項を年次報告として取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 (略)

① 年2回制時



② 現行の通年制時



問題

2月、3月分について、「年次報告」が「交付決定実績調書」より先に提出されてしまう
 ⇒ 第6条の規定の趣旨が十分に達成されないおそれ

U = = = = = U

]

